



写真上は都庁での伝達式。右から河野都薬務課安全対策専門課長、大貫同薬事監視担当課長、野口都薬務課長、石井薬乱防止推進協議会長、高山会長、中谷都健康安全部長、小川副会長、南氏。写真下は麻薬・覚せい剤乱用防止センターでの伝達式。右が富澤専務理事、左が高山会長

一般社団法人東京都医薬品配置協会(高山友三郎会長)では、薬務行政協力事業として薬物乱用防止啓発活動に積極的に取り組んでいるが、協会独自に紙風船を作成して啓発活動を行うなど平成六年度から中心事業として活動を始めて以来、平成二十五年で二十年の節目を迎えたことから、このほど東京都薬物乱用防止推進協議会並びに公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターに対し、活動資金としてそれぞれ二十万円を寄付した。

薬物乱用防止啓発に注力 紙風船は延べ27万枚提供 活動20年の節目で寄付金贈る 都薬乱防止推進協と麻薬防止センターに

都薬物乱用防止推進協議会への伝達式は一月二十四日に東京都庁で行われ、都福祉保健局健康安全部の中谷肇一郎長をはじめ野口俊久薬務課長、大貫菜穂美薬事監視担当課長、河野安昭麻薬・医薬品安全対策専門課長らが臨席する中、石井明都薬物乱用防止推進協議会長に高山会長から寄付金の目録が手渡された。これに対し、石井都薬物乱用防止推進協議会長から高山会長に感謝状が授与されたほか、中谷都健康安全部長からも感謝状が授与された。なお当日は、都配置協会から高山会長のほか、小川孝一副会長と南宗信氏が出席した。また麻薬・覚せい剤乱用防止センターへの伝達式は、昨年十二月二十四日に港区虎ノ門の同センター理事長室で行われ、高山会長から富澤正夫同センター専務理事に目録が贈呈された。これを受けて、同センターから井村伸正理事長の感謝状が高山会長に手渡された。



広報 あゆみ 第62号
平成26年5月1日発行
一般社団法人 東京都医薬品配置協会
東京都台東区根岸5-13-9
TEL 03-3876-1309



改正薬事法施行から5年 新販売制度の遵守徹底へ 既存・新配置を問わず「自己点検」励行を

平成二十一年六月に施行された改正薬事法に基づく一般用医薬品の新販売制度の遵守徹底を図るため、厚生労働省では新配置・既存配置を問わず全ての配置販売業者に対して陳列や掲示、取扱品目、情報提供等に関する基本チェックリストによる自己点検の実施などを求め、併せて各

配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表
一般社団法人東京都医薬品配置協会
下記の表の該当する販売業に○印を付け、チェック欄にチェック内容を実施している場合は○印、実施していない場合は×印を記入する。チェックした日付も記入すること。この自己点検表は、定期的に行うものとする。(⑤区域管理者及び⑥業務を行う体制については配置販売業者がチェックして下さい。)

チェック項目	・新配置販売業者	・既存配置販売業	チェック欄(定期点検表)	
	チェック内容	チェック内容		
①陳列	・配置箱の中で、第1類、第2類、第3類医薬品をリスク区分ごとに混在させないように配置している。 ・配置する医薬品の販売名と区分が対比できるような文書(置高表など)を添えている。	・配置箱の中で、第2類、第3類医薬品をリスク区分ごとに混在させないように配置している。 ・配置する医薬品の販売名と区分が対比できるような文書(置高表など)を添えている。		
②身分証明書	・身分証明書を着用し、薬剤師、登録販売者、一般従事者の区別をしている。	・身分証明証を着用する。		
③情報提供	・第1類医薬品は薬剤師が「書面を用いて」対面で情報提供している。(取扱がない時はチェック不要) ・第2類医薬品は薬剤師又は登録販売者が必要な情報提供を対面で行っている。(なお、顧客から情報提供不要の意思表示があれば要しない) ・顧客からの相談に対して、第1類医薬品は薬剤師が、第2類、第3類医薬品は薬剤師又は登録販売者が応答している。 ・一般従事者に顧客から情報提供の求めや相談があった場合に、一般従事者が直ちに近隣に従事する薬剤師又は登録販売者に連絡し、速やかに薬剤師又は登録販売者が対面で情報提供している。	・第2類医薬品は配置員が必要な情報提供を対面で行っている。 ・顧客からの相談に対して、第2類、第3類医薬品は配置員が応答している。		
④取扱品目	・「店舗専用」の文字を記載した医薬品以外の一般用医薬品を配置している。	・配置販売品目指定基準の範囲内の医薬品を配置している。		
⑤区域管理者	・区域管理者は常勤で、営業時間中は常時、その区域を直接管理している。(これが出来ない場合は代行者を指定してその区域を管理させている)	・区域管理者は常勤で、営業時間中は常時、その区域を直接管理している。(これが出来ない場合は代行者を指定してその区域を管理させている)		
⑥業務を行う体制	・第1類医薬品を配置販売する時間内は、常時当該区域に薬剤師が勤務している。 ・第2類、第3類医薬品を配置販売する時間内は、常時当該区域に薬剤師又は登録販売者が勤務している。			

都道府県に対し監視指導等を通じて自己点検の実施状況の確認を要請している。東京都医薬品配置協会では、専門家と一般従事者の区別や取り扱品目など、新配置と既存配置で法律上の規定が異なることを踏まえ、新旧個別にチェックリストを設けた協会独自の「自己点検表」を平成二十四年四月に作成・配布し、自己点検の励行を求めているところだが、都から営業許可を得ているわれわれ配置販売業者の責任として、少なくとも月一回は自己点検を実施し、新販売制度の遵守徹底を図って行かねばならない。